**1月号の主な内容**

|  |  |
| --- | --- |
| P2 | 新年のあいさつ |
| P5 | 大崎地域を世界農業遺産へVol.18 ほか |
| P6 | 祝 市内２つの施設がレガシー（遺産）に！  選奨土木遺産に認定「鳴子ダム」  世界かんがい施設遺産に登録「内川」 |
| P8 | 税の申告 所得税と市県民税の申告相談を受け付けます |
| P12 | 十年物語　～おおさき人の軌跡～  大崎市消防団団長 佐藤 技さん  三本木交通安全ボランティア代表 佐藤 俊一さん |
| P13 | 大崎市が進める地方創生③  地域おこし協力隊 |
| P14 | 市政トピックス　12月の主な出来事 |
| P15 | 地域発！お・ら・ほ・の・ま・ち |
| P16 | オオサキプレイガイド |
| P18 | 小・中学生平和作文コンクール入賞作品 ほか |
| P20 | 今月のお知らせ |
| P30 | 子育て支援情報 |
| P31 | 育児相談・乳幼児健診 |
| P32 | 休日当番医　ほか |

**今月の表紙**

12月14日、三本木子育て支援総合施設ひまわり園で、もちつきが行われました。核家族化や生活様式の多様化によって、失われつつある日本の伝統文化を子どもたちに知ってもらうため、毎年、開催されています。

　この日は、助っ人として駆けつけてくれたお父さんたちに支えてもらいながら、4歳から5歳の子どもたちが、臼と杵でもちをつきました。杵でつくたびに「よいしょ!よいしょ!」と子どもたちの元気なかけ声が建物中に響き渡りました。

　つきあがったもちは、あんこ、きなこ、納豆、雑煮の4

種類に味付けされて、この日の昼食になりました。自分たちでついたもちの味は格別だったようで、おかわりをする子がたくさんいました。

**パタ崎さんのひと口メモ**

●トランスイート四季島がやってくる！

問合せ 観光交流課 電話23-7097

今年の５月からＪＲ東日本が運行する、話題の最高級リゾート列車「トランスイート四季島」。この列車の「２泊３日コース／冬」と、８月16日から18日に運行される「東日本の旬コース」の停車地に、鳴子温泉が選ばれたぞ！

　これは、大崎市民にとって大きな誇りだし、鳴子温泉郷をはじめとする大崎市の魅力を全国の人に伝え、知名度をアップする絶好のチャンスだね。

　市では、四季島を利用するお客様に、豊かで良質な旅のひと時を過ごしてもらうために、「(仮)トランスイート四季島受入実行委員会」を立ち上げて、市民と一丸となって、歓迎ムードを盛り上げていくし、四季島車内で提供されるサービスに、地元食材や伝統工芸品など、さまざまな大崎市の宝を使ってもらえるようにＰＲしていくんだって。

　かっこいい車両を間近に見られるのも楽しみだな。

**伝統的な水利システムと地域環境の保全を両立する水田農業システム**

**vol.18　大崎耕土の豊かさを語る③**

●農業基盤として、わが国を代表する大崎耕土

大崎耕土は室町時代に斯波氏の一族であった大崎氏が支配し（斯波家兼から13代大崎義隆までの約240年）、その基盤を作ってきました。その後、伊達政宗公が岩出山城入城と同時に、岩出山大堰と城の外濠を兼ねた内川（農業用の主要水路）の整備を手始めに、その後も新田開発（新たな堰や水路の整備を含む）を推進し、現在まで継承されている広大な大崎耕土が藩政時代に形成されました。

　明治後期から昭和前期にかけて、大崎耕土では、洪水や冷害の克服と、農業生産の向上を目指して耕地整理事業が積極的に展開されました。当時、宮城県はわが国第１位の事業実績を誇りましたが、その中心が大崎耕土でした。その農業基盤の上に、かつては「コシヒカリ」とともに良食味のブランド米と称された「ササニシキ」や「ひとめぼれ」が育まれてきました。

　現在も、農業用水は堰（頭首工）からの自然取水が大半で、用水路には水田に水がない時期にも水が流れ、生態系や景観の保全などにも役立ち、水田の持つ二次的自然が理想的に維持されています。したがって、この歴史ある広大な大崎耕土は水田稲作の農業基盤としては現在も全国トップ水準にあります。

※大堰（内川）は平成18年2月に国の「疏水百選」に、内川は平成28年11月に「世界かんがい施設遺産」に認定されました

写真：歴史的な農業用水路「内川」

■世界農業遺産勉強会（第9回）

日時：1月28日

13時30分～15時30分

場所：岩出山総合支所大会議室

内容：「やませ」と冷害対応技術　ほか

講師：鳥越洋一 氏(元日本大学教授)ほか

定員：30人

申込：1月25日まで、産業政策課世界農業産推進室へ、電話かメールで申し込み

問合せ　産業政策課世界農業遺産推進室　23-2281

**正しい情報に基づいた行動を《高病原性鳥インフルエンザウイルスについて》**

平成28年12月13日現在、県内2つの自治体で、死亡した野鳥から「高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５Ｎ６亜型）」が確認されました。

　鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では人に感染しないと考えられています。

　正しい情報に基づいた行動をお願いします。

●野鳥との接し方

・日常生活の中で、野鳥など野生動物のふんなどに触れた　場合、手洗いとうがいを行えば、過度に心配する必要はありません。

・野鳥のふんが靴の裏や車両に付くことで、ウイルスを他の地域へ運ぶ恐れがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に靴でふんを踏まないよう十分注意し、必要に応じて消毒を行ってください。

・野鳥を不必要に追い立てたり、捕まえたりすることは避けてください。

●死亡した野鳥を発見した場合

死亡した野鳥など野生動物には、素手で触らないでください。死亡した野鳥を確認したら、次のいずれかへ連絡をお願いします。

産業政策課自然共生推進係　23-2281

農林振興課林政係　23-7090

●野鳥に関する鳥インフルエンザ窓口

宮城県北部地方振興事務所林業振興部　91-0765

●高病原性鳥インフルエンザに関する詳細

高病原性鳥インフルエンザに関する詳しい情報は、環境省のウェブサイトから確認できます。

環境省ウェブサイト

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\_flu/index.html